

(3) **従業員転入促進奨励金** 正社員が市内に転入した場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後3年までの間に正社員が市内に転入した場合	
申請時期	転入日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、転入日の翌年度	
	転入日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、転入日の翌々年度	
金額	10万円/人《企業に交付》	限度額：1千万円

(4) **従業員転入奨励金** 正社員又は内定者が市内に転入した場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後3年までの間に正社員又は内定者が市内に転入した場合	
申請時期	転入日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、転入日の翌年度	
	転入日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、転入日の翌々年度	
金額	20万円（金券）《従業員に交付》	

(5) **埋蔵文化財発掘調査奨励金** 立地に際して埋蔵文化財の発掘調査を要した場合に奨励金を交付します。

対象要件	埋蔵文化財の発掘調査を行った場合	
申請時期	事業所稼働日から1年経過した日の属する年の翌年	
金額	調査費用の1/2	限度額：1千万円

※ **環境設備関連メニュー共通（6～9）**

対象要件	事業所稼働日後3年以内に設備を設置した場合	
申請時期	設置日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、設置日の翌年度	
	設置日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、設置日の翌々年度	

(6) **太陽光発電設備設置奨励金** 出力10kW以上の太陽光発電設備を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	35万円/kW	限度額：5百万円
----	---------	----------

(7) **太陽熱温水器設置奨励金** 集熱面積15㎡以上の太陽熱温水器を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	15万円/㎡	限度額：5百万円
----	--------	----------

(8) **雨水利用設備設置奨励金** 貯留量5㎡以上の雨水利用設備を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	5万円/㎡	限度額：5百万円
----	-------	----------

(9) **緑化推進奨励金** 法令等の要件を超えて200㎡以上緑地を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	法令等を超えて設置した費用の1/2	限度額：1千万円
----	-------------------	----------

2 申請期間（全奨励金共通）：各奨励金の申請時期の4月1日から6月30日まで

熊谷市工場立地法地域準則条例

環境に配慮しつつ敷地の有効活用も

本市では、令和3年4月「熊谷市工場立地法地域準則条例」を施行し、市内に立地する特定工場の緑地面積率等について、本市独自の基準を設定いたしました。



工場立地法では、一定規模以上の工場（※特定工場）の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率などを定めており、新設等を行う際は市に届出を行わなければなりません。

※特定工場：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）の工場

工場立地法及び市条例による緑地等の面積率

区域 区分	準工業地域	工業地域及び 工業専用地域	市街化調整区域	その他の区域
緑地	10%以上	5%以上	5%以上	20%以上
環境施設	15%以上	10%以上	10%以上	25%以上
重複緑地	50%まで			